

郡山市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年3月26日一部改正

平成28年3月31日一部改正

平成29年3月31日一部改正

平成30年3月31日一部改正

平成31年3月31日一部改正

令和2年3月31日一部改正

令和3年3月31日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和5年3月31日一部改正

[産業観光部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模事業者の経営基盤の安定化と負担の軽減を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行う小規模事業者への経営改善貸付（以下「マル経融資」という。）を受けた者に対し利子の補給を行うことについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、マル経融資を受けた市内の小規模事業者で、補助金の交付を申請する時に納期の到来している市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。）を完納している者とする。

(補助の対象貸付)

第3条 補助の対象となる貸付（以下「補助対象貸付」という。）は、申請日の属する年度の前々年度の4月1日から申請日の属する年度

の末日までの間に日本公庫から貸付が実行されたマル経融資とする。

(補助金の額等)

第4条 補助の対象となる額は、補助の対象者が償還した補助対象貸付に係る約定利子のうち利率1.0パーセントの1年分を上限とした額とする。

2 補助対象貸付に係る補助金の額は、次の方法により算出した額とする。

(1) 次の算式により、払込期日ごとの補助金の額を算出(1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)し、それらの合計額とする。

$$\text{補助金} = \frac{\text{残元金} \times 1.0 \% \times \text{計算期間(日)}}{365 \text{ (日)}}$$

(2) 前号の計算期間は、貸付実行日から第1回払込期日までの期間又は日本公庫が指定する払込期日の翌日から次の払込期日までとする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる約定利子の支払期間は、マル経融資の貸付実行を受けて、第1回目の利子支払いが発生した月から最大で12箇月相当分の利子支払いが終了した月までとする。

2 市長は、貸付実行日から1年を経過する日までに約定利子の負担が生じたものに対して補助金を交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする小規模事業者(以下「申請者」という。)は、第3条の対象期間の末日の属する会計年度の翌々年度の末日までに、補助金等交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、原則として市内の商工会又は商工会議所(以下「商工会等」という。)を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 日本公庫が発行する支払額明細書の写し
- (2) 利子の支払額がわかる書類
- (3) 補助金の交付手続等に関する委任状
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 商工会等は、申請者から提出された当該申請に係る書類を取りまとめ、郡山市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請者一覧表(第1号様式)を添えて市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、当該補助金の交付申請があったときは、当該交付の適否を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、その旨を規則第7条の補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、交付を不相当と認めるときは、不交付決定の旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付の適否について商工会等へ通知するものとする。

(補助金の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他本事業の目的に反すると認められる事実が発生した場合で、市長が特に必要と認めるとき。

(額の確定通知の省略)

第9条の2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

郡山市長 申請人住所 氏名 生年月日 年 月 日 ※法人においては、設立年月日 電話番号	年 月 日		
補助金等交付申請書			
次の事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、郡山市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により申請いたします。			
補助事業等の名称			
施行場所			
総事業費	円		
補助金等交付申請額	円		
事業の目的			
事業の内容			
着手、完了予定日	着手	. .	完了 . .
添付書類			
摘要	(フリガナ)		
	口座名義人		
	金融機関名 及び番号	(No.)	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
なお、この申請の審査に当たっては、私に代わり市長が郡山市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第2条に規定する市税完納状況の確認を行うことに同意します。			